

令和 7 年

第 7 回農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 7 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（25人）

1 番	白山	一男	2 番	高原	和重
3 番	林	康弘	4 番	土佐	好廣
5 番	木下	栄作	6 番	川腰	康子
7 番	山本	康雄	8 番	田邊	秀男
9 番	樋上	豊	10 番	島倉	忠悦
11 番	長谷	吉宗	12 番	長谷川	達夫
13 番	高橋	彰	14 番	堀	正
15 番	表	隆夫	16 番	齊田	博美
17 番	松井	正	18 番	明石	茂
19 番	末永	久義	20 番	炭谷	一三
21 番	坂井	吉三郎	22 番	瀧田	秀成
23 番	高越	博	24 番	山崎	善夫
25 番	北田	幹夫			

欠 席 委 員（0人）

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延
主 査 矢野 貴之

副 主 幹 清水 知昭
主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（堀会長）

ただいまから、令和7年第7回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを
お知らせします。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「13番 高橋委員」「15番 表委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第１号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号11番について、末永委員から説明をお願いします。

末永委員

議案第2号の申請番号11番について説明します。

申請者である譲受人は、〇〇地内で店舗を借りてラーメン店を経営しておりましたが、店舗建物の賃貸借契約の終了に伴い、立ち退かざるを得なくなり、令和6年12月から、同じ〇〇地内で経営再開しました。

オープン当初から、地域住民を中心に来店客が増加しております。特に、週末や昼食・夕食時は、既存の9台分の駐車スペースでは対応しきれず、地域の交通環境に悪影響を及ぼしかねない状況であることから、隣接する土地において駐車場を4台分を新たに整備する計画です。

駐車場を新たに整備するに当たり、周辺農地に土砂が流出しないことや、雨水を既存側溝に流すなど周辺には被害が及ばない旨を誓約しています。あわせて、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号12番について、白山委員から説明をお願いします。

白山委員

申請者である貸借人は、現在、〇〇市内の賃貸アパートにて夫婦2人で生活しています。将来、子供の出産を想定し、現在の住居では子育ての面で手狭になることから住宅を取得する計画に至りました。

申請者である〇〇氏の勤務先は〇〇市内ですが、申請地以外に住宅を構えた場合、本家から離れてしまい、祖父及び両親の介護や両親からの子育ての支援を受けることが困難になることから、今回の申請地が居住するにおいて適地であると判断したものです。

なお、申請地は広い道路に近いと、交通の利便性が良く、道路が隣接していることから、他の農作業に影響を与えにくい場所です。加えて、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しない旨

や雨水排水についても隣接地に被害が及ばないことを誓約しており、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第２号の申請番号１３番について、瀧田委員から説明をお願いします。

瀧田委員

議案第２号の申請番号１３番について説明します。

申請人である受人は、昭和５３年に設立し、主に作業用機械のリース及び販売業を営んでおります。現在、〇〇の一部を賃借し、ショベルローダ１８台の車両置き場として利用していましたが、この度、借地をを返還することとなり、新たな車両置き場を早急に探さなくてはならない状況となりました。

受人は、所有する既存の車両置き場が存する市街化区域内にある農地、空き地について売買等の交渉を行いましたが、応じていただける方はいませんでした。そのような状況のなか、申請地の所有者である〇〇氏から売り渡しの申し出がありました。

なお、申請地は、既存の車両置き場から５００メートル以内に位置し、申請地から２００メートル以内には、従業員２名が居住しています。効率的な利用・管理が可能であり、今回の申請地が適地と判断しました。

また、申請地は、砂利敷きにし、コンクリート擁壁を設けるなど、周辺農地に土砂流出や被害が及ばないことを誓約しています。加えて、関係土地改良区とも協議済みで、地元関係各者からは同意を得ていますので、慎重審議のほどよろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第２号の申請番号１４番について、山崎委員から説明をお願いします。

山崎委員

議案第２号の申請番号１４番について説明します。

申請人である受人は、市内にて自動車整備・販売業を営んでいます。令和５年３月には今回の申請地北側を従業員駐車場及び大型 車両駐車場としてとして５条申請した上で転用の許可を受け、約３００台の駐車スペースを整備しました。

現在、新型コロナウイルス流行以降、販売の増加のために注力しているインターネット販売用車両、解体処理業者へ売り渡す下取り車両・事故車両等の増加により、現在約３５０台の車両を所有しております。そのため、車両の駐車スペースの確保が困難な状況にあり、会社近くで駐車場を整備する考えに至りました。

今回の申請では、約５０台分の展示場及び車両置き場として利用したく、お客様が徒歩でも移動しやすい半径１００メートル以内で候補地について検討し、今回の申請地が適地と判断しました。

転用においては、擁壁や排水設備を施工するなど、周辺農地に被害を及ぼさないことを誓約しており、地元関係者の同意も得られていますので慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号の説明・表決） —

明石会長職務代理者

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。

なお、本議案中、14番 堀委員 に関する案件が含まれていますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

明石会長職務代理者

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

高越委員

所有者不明ということは、相続人がいないということですか。相続放棄したのですか。

事務局（矢野）

今回の案件はすべて相続放棄されています。

山本委員

賃借料が筆ごとに異なっているが、根拠は何か。

事務局（新保）

周辺農地の賃借料から土地改良区賦課金を引いた金額です。

明石会長職務代理者

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

明石会長職務代理者

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

明石会長職務代理者

挙手全員であります。

よって議案第3号については、原案どおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題と
します。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とし
ます。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和7年第7回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時55分

議 長

署名委員

署名委員